

八幡浜地区施設事務組合職員定数条例

〔昭和58年 3月30日〕
条例第5号

改正 平成 6年 8月23日条例第 1号 平成 7年 4月 1日条例第 3号
平成12年 3月 7日条例第 1号 平成12年 3月27日条例第 5号
平成13年 2月28日条例第 1号 平成20年 3月14日条例第 1号
平成28年 9月26日条例第 7号 令和 3年 3月23日条例第 1号

八幡浜地区施設事務組合職員の定数に関する条例（昭和49年条例第7号）の全部を改正する。

（職員の定数）

第1条 八幡浜地区施設事務組合の職員の定数は、次のとおりとする。
ただし、臨時に雇用される者を除く。

- (1) 事務局の職員 3名
- (2) 特別養護老人ホームの職員 55名
- (3) 一次救急休日・夜間診療所の職員 5名
- (4) 消防の職員 107名
- (5) し尿処理施設の職員 5名

（定数外の職員）

第2条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職をしている職員
- (2) 育児休業をしている職員
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第252条の17の規定又は愛媛県その他の地方公共団体との協定により派遣されている職員
- (4) 消防の職員のうち、初任教育期間中又は救急救命士免許取得研修等の研修期間中の消防吏員

2 前項各号に掲げる職員が当該各号に掲げる事由に係る期間を経過し、職務に帰した場合において、職員数が前条に規定する職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰した日から1年を超えない期間に限り、当該職員を同条の定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、八幡浜地区施設事務組合理約の一部を改正する規約（平成28年10月24日愛媛県指令28市第662号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。